

消費税の課税区分

Q 消費税の課税される取引と課税されない取引の区分がはっきりしないのですが、消費税法上その区分はどのようになっているのでしょうか。

A 消費税の課税対象となるのは、消費税法第4条1項において「日本国内において、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡・資産の貸付・役務の提供」のほか、消費税法第4条2項において、保税地域から引き取られる外国貨物を挙げている。消費税法では、第4条1項に定める課税対象となる取引を「資産の譲渡等」として一括しているが、この課税対象に該当しない取引は、課税対象外として「不課税取引」となる。

消費税法第4条1項により消費税の課税対象となる取引のうち、消費税法の定め（第6条）により消費税を課さない取引、すなわち「非課税取引」とされる取引がある。さらに、輸出取引は「免税取引」とされる（第7条）が、輸入取引は輸入段階で課税対象とされる。

これらの取引を区分して示すと次のようになる。

区 分	取引種別	課税区分
輸出取引	免税取引	免税
国内取引	課税取引	課税
	非課税取引	非課税
	課税対象外	不課税
輸入取引	輸入貨物	課税

< 消費税の非課税取引（消費税法第6条別表第1） >

対象区分	取引種別
性格上消費税の課税対象とならないもの	1. 土地の譲渡・貸付 2. 社債・株式・支払手段の譲渡 3. 利子・保証料・保険料 4. 郵便切手、印紙の譲渡 5. 商品券・プリペイドカードの譲渡 6. 住民票・戸籍抄本等の交付手数料 7. 国際郵便為替・外国為替の役務提供
特別の政策的配慮に基づくもの	1. 社会保険診療 2. 介護保健サービス 3. 社会福祉事業 4. お産費用 5. 埋葬料・火葬料 6. 身体障害者用物品の譲渡・貸付 7. 学校の授業料・入学金 8. 教科用図書 of 譲渡 9. 住宅家賃